

## 赤塚税務会計事務所通信

## 財務分析 その2

## ～収益性の分析～

緊急事態宣言がようやく解除されました。今後は、感染対策をしつつ、経済活動を取り戻すということになりそうですね。

さて、今回は前回に続き財務分析のお話です。今回は収益性分析を取り上げます。収益性分析をする際には、全体を見渡す視点と、細かい部分に着目する視点を使い分けるとより効果的な分析ができると思います。

**売上高総利益率 収益性①**

売上高総利益率は、いわゆる粗利率です。売上から原価を差し引いたものを売上総利益(粗利)とありますが、この売上総利益が売上に対して何%かを表したものです。

この指標の使い方としては、まず、自社の毎月の売上総利益率を確認し、数値に異常が生じている月は無いか、又その原因が何かを突き止めます。

もう一つの使い方は、同業他社と比べてみることです。同業他社と比べて自社の売上総利益率が低いということは、売上単価が低い、または仕入単価が高いということが想定できます。

ここで注意が必要なのですが、原価としている範囲が、会社によって異なっている可能性があることです。例えば、A社では、製造部門の社員の人件費を原価としているのに対し、B社では、製造部門の社員も管理部門の社員もまとめて、販売費及び一般管理費として計上しているといった場合です。この場合、当然、A社とB社の売上総利益率は大きく異なるでしょう。

このため、同業他社と比較する場合には、原価の範囲にも着目する必要があります。

## ～計算式～

$$\text{売上総利益率} = (\text{売上総利益} \div \text{売上}) \times 100$$

**営業利益率 収益性②**

営業利益率は売上高に対する本業からの利益(営業利益)の比率です。前述の売上総利益率と比べて、会社の会計処理方法の違いによる影響を受けにくいことから、同業他社との比較がしやすいというメリットがあります。反面、原因の追究がしづらいというデメリットがあります。

原因を追究するためには、次にご紹介する各経費科目の売上高比率を分析してみる必要があります。

## ～計算式～

$$\text{営業利益率} = (\text{営業利益} \div \text{売上高}) \times 100$$

～裏面に続きます～

## 各経費科目の売上高比率 収益性③

これは、人件費率や地代家賃比率など各科目の売上高に対する割合をみていくものです。必ずしもすべての科目を分析する必要はありません。利益

に対する影響の大きいもの(金額の大きいもの)に絞って、自社における期間比較や同業他社との比較をすることによって、自社の特徴を分析します。

### 新型コロナウイルス対策情報 (5/28 現在の情報です。)

#### ・家賃支援給付金 (New!)

→5月～12月において次のいずれかに該当する場合には、家賃6ヵ月分の一部補助(支給率2/3又は1/3 上限あり)を目的とした給付金が支払われます。

① いずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

② 連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

詳細な条件や申請方法等については、決定後速やかに経産省HPで公表される予定です。

#### ・持続化給付金 (最大200万円の返還不要の給付金)

→申請受付中です。

#### ・雇用調整助成金

→従業員を一時的に休業等させ、雇用の維持を図る場合に休業手当、賃金の一部(解雇等を行わない場合は9/10)の助成金が支払われます。

休業要請の対象となっていた業種については、100%の支給率(上限日額8,330円)となります。

### 今月の税務スケジュール

今月は、

・4月決算法人の確定申告・納付月

・10月決算法人の中間申告・納付月

※新型コロナウイルスの影響により申告期限の延長、納税猶予を申請することができます。となっております。

また、来月7/10は源泉所得税の納期特例制度を利用している方の1~6月支払分の源泉所得税の納付期限となります。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市道庭1-3-9

TEL 048-947-0037 FAX 048-947-6667

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com)

HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！